

令和7年度 沖縄県 「働きやすい職場づくり業務改善研修プログラム」 及び「伴走支援プログラム」に関する募集要項

「介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ」は、介護現場の業務改善、効率化を進め、働きやすい職場づくりを支援するため、令和7年度「伴走支援プログラム」等の参加事業所を募集します！



1 目的

- 急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少から介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護事業所における生産性の向上は喫緊の課題となっています。
- 介護事業所では、それぞれの事業所の課題を踏まえて、業務改善策を検討し、介護ロボットやICT機器等などのテクノロジーを効果的に活用するなどの業務改善を行いながら、介護の質の向上を図ることが重要です。
- このため、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境づくりを進め、今後の本県のモデルとなる介護事業所を育成することを目的として、本事業を実施いたします。

2 事業内容（時期は予定）

（1）働きやすい職場づくりに向けた業務改善研修プログラム

- ・ 年に4回、業務改善や介護生産性向上をサポートする研修会を実施いたします。4回の研修は一連のプログラムであるため、すべてのプログラムに参加をお願いいたします。

【プログラムの内容と日程】

第1回	『現場の課題を見える化しよう！』 ☞ 因果関係図づくりのワークショップを実施し、事業所の課題を特定します。（9月11日・12日のいずれか）
第2回	『実行計画を立てよう！』 ☞ 第1回研修プログラムの課題を踏まえ、実行計画作成のワークショップを行います。（9月25日・26日のいずれか）
第3回	『改善活動に取り組もう！』 ☞ 実行計画の振り返りやマニュアル・手順書・ルールづくりのポイントを考えます。（12月8日・9日のいずれか）
第4回	『改善活動・実行計画を振り返ろう！』 ☞ これまでの活動を成果発表形式で振り返り、次年度に向けての取り組みを考えます。（1月29日・30日のいずれか）

- ・ 各研修プログラムには、事業所の管理者および現場スタッフ（リーダークラスの参加が望ましい）の2名での参加となります。各研修プログラムの参加者は同一の方としてください。
※ 3名以上で参加を希望する場合は、その旨を申請書に記載ください。
- ・ 参加事業所は各研修プログラムの内容を踏まえて、業務改善活動の実施をお願いします。

（２）伴走支援プログラム

- ・ 希望する事業所には、（１）の研修プログラムの参加に加えて、県が業務委託するコンサルタントの協力のもと、各事業所への訪問等により以下の内容を実施いたします。
- ・ 本事業におけるコンサルタントの費用については、県が負担します

【プログラムの内容と日程】

① 課題分析	コンサルタントと協議を行い、課題分析を実施します。 （９月上旬～９月中旬）
② 業務改善活動の検討	課題に対する業務改善計画を策定します。 （９月中旬～１０月上旬）
③ 業務改善活動の実施	業務改善計画に基づき、業務改善活動を実施します。 （１０月中旬～１２月下旬）
④ 効果検証・報告	業務改善活動の効果について検証を行い、「働きやすい職場づくりに向けた業務改善研修プログラム」第４回で事例発表を行います。（2026年１月～３月） ※ 県が開催する「成果報告会」で事例発表をお願いする場合があります。
⑤ 事業所見学会の開催	伴走支援プログラムの成果を踏まえ、県内の介護サービス事業者等が実際の現場を見学し、課題分析、業務改善等の方法について見識を得られるよう、事業所見学会の開催による受入に協力いただく場合があります。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、選定の日から令和８年３月末までとします。

4 募集事業所及び募集数

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、沖縄県内に所在する介護事業所

（１）働きやすい職場づくりに向けた業務改善研修プログラム	20事業所程度
（２）伴走支援プログラム ※（１）の参加も必須。	3事業所程度

5 応募資格

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、沖縄県内に所在する介護事業所で、かつ2の「事業内容」を実施できること。

※ 8月1日（金）に開催される「キックオフイベント」の参加あるいは介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわのホームページに掲載される同イベントのアーカイブ動画を視聴したうえでお申し込みください。

6 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を提出すること。なお、申請に必要な経費は申請者の負担とします。

(1) 申請書	ア 「働きやすい職場づくりに向けた業務改善研修プログラム」及び「伴走支援プログラム」に関する申請書（様式1） イ 事業計画書（様式2） ウ 事業者概要が分かる資料（法人定款、建物平面図）
(2) 提出期間	令和7年7月15日（火）から8月12日（火）17時まで 必着
(3) 提出方法	電子メール
(4) 提出先	介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ 伴走支援係 〒900-0016 那覇市前島3-25-5 とまりん（アネックスビル）1階 E-mail : okinawa-support@kaigo-center.or.jp

7 選考方法

(1) 事業所の選定

事業所の決定に当たっては書面審査を実施します。（2）に示す審査項目のほか、地域バランス等を含めて総合的に判断します。選定結果は、すべての応募者に書面で通知します。

(2) 審査項目

- ア 事業を実施する上で十分な組織体制であること
- イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること
- ウ 事業所での取組が県内の見本となる意欲が十分であること

8 スケジュール

(1) 申請書の受付期間	令和7年7月15日（火）から 8月12日（火）17時まで ※必着
(2) 研修参加及び伴走支援事業所の選定通知	令和7年8月下旬

9 申請の取り消し

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととします。また、事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消しいたします。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、プログラムの履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 同一事業者・法人であっても、沖縄県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所において申請が可能なものとします。
- (2) 本プログラムへの参加により発生する費用（旅費・宿泊費、食費等）は事業所の自己負担とします。
- (3) 申請書は、本事業の事業所選定以外の目的に使用いたしません。ただし、沖縄県情報公開条例に基づき公開する場合がございます。

■ お問い合わせ先

介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ 伴走支援係
〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-25-5 とまりん（アネックスビル）1階
電話：098-869-5617

（※介護労働安定センター沖縄支部直通。専用番号は後日ホームページでお知らせ予定。）
E-mail：okinawa-support@kaigo-center.or.jp